

【第3部 検査】

(令6.3.5 厚生労働省告示第57号)

- 通則1. 検査の費用は、第1節「検体検査料」又は第3節「生体検査料」の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節「検体検査料」又は第3節「生体検査料」の各区分の所定点数及び第4節「診断穿刺・検体採取料」の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節「薬剤料」の所定点数を合算した点数により算定する。
 - 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節「特定保険医療材料料」の所定点数を合算した点数により算定する。
 - 省略
 - 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。
 - 省略

留意点 (令和6年3月5日 保医発0305第4号)

- 検査の費用には、検査を行う医師、看護師及び技術者等の人件費、試薬、デッキグラス、試験管等の材料費、機器の減価償却費、管理費及び患者の衣類等の費用が含まれる。なお、患者に施用する薬剤及び特定保険医療材料の費用は検査料とは別に算定する。
- 検査に当たって施用した薬剤の費用は別に算定できるが、第2章第5部「投薬」の部に掲げる処方料、調剤料、処方箋料及び調剤技術基本料並びに同第6部「注射」の部に掲げる注射料は、別に算定できない。なお、検査に当たって施用される薬剤(検査用試薬を含む。)は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。
- 撮影した画像を電子媒体に保存した場合、保存に要した電子媒体の費用は検査にかかる所定点数に含まれる。
- 4~5は省略
- 点数表において2つの項目を「及び」で結んで規定している検査については、特に定めるものを除き、当該両項目の検査を併せて行った場合にのみ算定する。
- 検査に当たって、麻酔を行った場合は、第2章第11部「麻酔」に規定する所定点数を別に算定する。ただし、麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は、第5節「薬剤料」の規定に基づき算定できる。
- 8~18は省略